

ごみ分別の区分

1) 可燃（もやす）ごみ

出せるもの・・・生ゴミ、紙くず、写真、感光紙・油紙、使い捨てカイロ、シュレッターされた紙、絆創膏、雑巾、乾燥剤等

出せないもの・・・ラップ類、レトルト食品の袋、菓子の袋、チューブ容器等

2) 不燃（もやさない）ごみ

出せるもの・・・革・ゴム、金属類、せともの、割れたビン、ガラス食器、バケツ、アルミホイル、チューブ容器、ビニール袋、小型家電製品、ラップ類、菓子の袋等

出せないもの・・・発泡スチロール、ボトル容器等

3) プラスチック

出せるもの・・・発泡スチロール、ボトル容器、カップ麺の容器等

出せないもの・・・ラップ類、菓子の袋、チューブ容器、プリン・ヨーグルトの容器等

4) カン

（なるべくつぶして出すこと。）

出せるもの・・・飲料用、ボトル型の缶、食品用等

出せないもの・・・スプレー缶、ガスボンベ、塗料缶等

5) ペットボトル

（なるべくつぶして出すこと。）

出せるもの・・・飲料用などPETリサイクルマークの付いてるもの

6) ビン

出せるもの・・・飲料用、食品用、栄養ドリンクのビン等

出せないもの・・・割れたビン、板ガラス、せともの、薬品のビン等

7) 有害ごみ

（第1棟1階有害ごみへ）

出せるもの・・・乾電池、電球型の蛍光灯、蛍光管

出せないもの・・・電球等